

平成 30 年度

森の技術者育成研修 実施事業体募集



今やっている現場作業の
技術を高めたい！

自分たちのスケジュールで
研修を受けたい！

事業体の現場に希望する日程で講師を派遣し
作業内容に応じた研修をセッティングします。

対象者：以下の①・②いずれかに該当する事業体

①都内に事業所の所在地がある

②都内で森林整備(主伐・保育)を実施

経費：無料(資機材によっては受講者側で用意して
いただく場合もございます)

詳細は、別紙「実施要領」をご確認ください

※講師等関係者の予定や予算の都合により研修日数等を調整させていただく
場合もございます

【お問い合わせ】

(公財) 東京都農林水産振興財団 東京都林業労働力確保支援センター
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
電話：042-528-0643 FAX：042-528-0619

実施要領

1 研修の目的

技術力向上に向けた研修を実施し、東京の地形や地質等の条件に応じた高度な作業ができる技術者の育成を図っていくことを目的としています。

2 研修の対象

研修の対象となる事業体は、事業所の所在地が都内にある林業事業体もしくは都内で主伐・保育等の森林整備事業を実施している林業事業体とします。

3 研修の実施

(1) 本研修の実施内容は、別表に示す森林整備に関する作業とします。

(2) 本研修は、受講する林業事業体（以下「実施事業体」という。）が希望する内容で、実施事業体の作業現場等に講師を派遣して実施します。

なお、実施事業体は、森林所有者及び関係機関等とトラブルが発生しないよう十分調整した上で、研修を実施してください。

(3) 研修の対象とする期間は、原則土日、祝日及び年末年始を除く平成30年5月1日から平成31年2月28日までとします。

(4) 研修日数は、1実施事業体あたりの上限を原則5日間とします。

(5) 研修の実施日は、講師及び実施事業体等と調整の上、決定するものとします。

(6) 研修の実施内容や参加者の規模により、講師のほかに補助員を配置する場合があります。

(7) 研修を実施する場合は、実施事業体において別紙1「日誌」を作成していただくとともに、日々の研修中の写真を添えて研修終了後に当財団あてに提出ください。

(8) 財団及び都庁森林課の関係者が研修の実施状況を確認させていただく場合があります。

4 研修の申込み

別添「研修 申込書」によりお申込みください（e-mail、FAX、郵送のいずれかでお申込みください）。

5 研修申込みの期限

平成31年1月31日（木）15時までとします。

6 研修費用

無料（ただし、資機材によっては実施事業体で用意していただく場合があります）

7 その他

講師予定や予算の都合により、研修の日数等を調整させていただく場合があります。

8 問合せ先

（公財）東京都農林水産振興財団 森の事業課 東京都林業労働力確保支援センター
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
TEL: 042-528-0643 FAX: 042-528-0619
担当：竹中